

公

告

広島県建設国民健康保険組合

第113回広島県建設国民健康保険組合組合会を次のように開催しました。

- 1. 日時 令和7年2月28日(金) 自 午後12時30分
- 2. 場所 広島市西区横川新町13番12号 国保会館3階
- 3. 議案
 - (1) 専決処分報告
 - 報第1号 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について
 - (2) 第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について
 - (3) 第2号議案 積立金の処分について
 - (4) 第3号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合事業計画について
 - (5) 第4号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算について
 - (6) 第5号議案 令和6年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算補正について

報第1号 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正を次のとおり専決処分したことが報告されました。

規約一部改正新旧対照表

(傍線が改正部分)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| (保険料の納付期限の延長) 第二十七条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、組合員の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)以内の期間を限って徴収猶予することができる。 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略) 第六十四条 組合は、組合員が第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を科する。 | (保険料の納付期限の延長) 第二十七条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、組合員の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略) 第六十四条 組合は、組合員が第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第二十二条の規定において準用する法第九条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を科する。 |
| 附 則 (施行期日) 1 この規約は、令和六年十二月二日から施行する。 (経過措置) 2 この規約による改正後の第二十七条の規定は、令和六年度分の保険料のうち令和六年十二月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の保険料について適用し、令和六年度分のうち令和六年十一月以前の期間に係るもの及び令和五年度以前の年度分保険料については、なお従前の例による。 3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和六年政令第二百六十号)第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 | |

第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部が次のとおり改正されました。

規約一部改正新旧対照表

(傍線が改正部分)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| (保険料の賦課) 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「医療給付費分保険料」という。)及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「後期高齢者支援金分保険料」という。)は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。 一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料 イ 第一種組合員(事業主及び一人親方)医療給付費分保険料 月額 一万七千八百円 ロ 第二種組合員(従業員及び職人)医療給付費分保険料 月額 一万四千六百円 ハ 第三種組合員(二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 一万一千八百円 ニ 第四種組合員(二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 八千二百円 ホ 第五種組合員(二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 六千三百円 ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 (1) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児被保険者」という。) 月額 二千六百円 (2) 未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千四百円 二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円 三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額(以下「介護納付金分保険料」という。) イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千六百円 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千六百円 2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要な事項は、別に定める。 3 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当たり交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児被保険者がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。 | (保険料の賦課) 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「医療給付費分保険料」という。)及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「後期高齢者支援金分保険料」という。)は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。 一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料 イ 第一種組合員(事業主及び一人親方)医療給付費分保険料 月額 一万七千六百円 ロ 第二種組合員(従業員及び職人)医療給付費分保険料 月額 一万四千四百円 ハ 第三種組合員(二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 一万一千六百円 ニ 第四種組合員(二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 八千円 ホ 第五種組合員(二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く)医療給付費分保険料 月額 六千一百円 ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 (1) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児被保険者」という。) 月額 二千四百円 (2) 未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千四百円 二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 二千六百円 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 二千六百円 三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額(以下「介護納付金分保険料」という。) イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千五百円 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千五百円 2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要な事項は、別に定める。 3 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当たり交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児被保険者がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。 |
| 附 則 (施行期日) 1 この規約は、令和七年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第二十条の規定は、令和七年度分(一期分)以後の保険料について適用し、令和六年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。 | |

第2号議案 積立金を取り崩して国保会計に繰り入れ処分することが承認されました。

1. 処分積立金

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 令和6年度処分積立金 | |
| ① 役職員退職積立金 | 3,000千円 |
| (2) 令和7年度処分積立金 | |
| ① 財政調整積立金 | 146,000千円 |
| ② 介護財政安定化積立金 | 22,000千円 |

第3号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合の事業計画が、次のとおり決定しました。

令和7年度広島県建設国民健康保険組合事業計画報告

基本方針

2025年(令和7年)において、すべての団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し、今後「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」へと人口構造が変化していくこととなります。その対応のためにも、全世代で健康の保持・増進をし、疾病の重症化予防をするとともに、個々の能力を生かし共に社会活動に参加し、公平で応能な負担をしていくことが今後益々重要となり、国保組合としても、被保険者を思い、保険者機能をより発揮していく必要があります。

令和7年度これらを思い、保健事業の推進をはじめ、個人番号を含む個人情報の安全管理の徹底、オンライン資格確認の適正対応、マイナ保険証移行に伴う資格確認書及び資格情報通知書(資格情報のお知らせ)への対応、組合員及び被保険者資格等の適正化並びに医療費適正化を誠実にを行い、益々の健全運営を行ってまいります。

歳入

1. 被保険者数

組合員の異動状況は以前とは異なり、後期高齢者医療制度への異動が主となりつつありますが、家族被保険者においては、被用者保険の適用拡大等の影響により依然として異動が続いていることから、令和7年度被保険者数は、直近の伸び率から推計し、組合員数9,796人、家族10,227人(内1歳未満被保険者189人含む)、計20,023人、又組合特定被保険者6,161人、介護保険第2号被保険者8,858人いたします。

| 区分 | 平均伸率 | 令和6年9月末 現在 | 令和7年度 被保険者推計 | |
|-----|----------|---------------|-----------------|--------|
| 組合員 | 第1種 | 0.994412 | 7,002人 | 6,747人 |
| | 第2種 | 0.984839 | 1,992人 | 1,941人 |
| | 第3種 | 1.013522 | 755人 | 765人 |
| | 第4種 | 1.032547 | 274人 | 283人 |
| | 第5種 | 1.026429 | 58人 | 60人 |
| 計 | 0.994993 | 10,081人 | 9,796人 | |
| 家族 | 0.979959 | 10,518人 | 10,227人 | |
| 合計 | | 20,599人 | 20,023人 | |

2. 国民健康保険料

徐々にコロナ禍前の水準に戻りつつある医療費、団塊世代の後期高齢者医療制度移行に伴う拠出金等の増加と、今後において歳出額が増加していく傾向であり、今後の被保険者の動向も国保財政に影響を及ぼすことが懸念されることから、令和7年度より2箇年度の予定において、激変緩和策を講じつつ国民健康保険料を改定いたします。

令和7年度国民健康保険料は、前記の被保険者数を基に、1歳未満被保険者減免額並びに産前産後期間保険料軽減を差引き、医療給付費分22億19,054千円、後期高齢者支援金分7億34,692千円、又、介護納付金分は3億82,665千円をそれぞれ予算計上いたします。

(1) 国民健康保険料改定額

つぎの額を改定いたします。

| 保険料区分 | 令和6年度賦課額 | 改定額 | 令和7年度賦課額 | |
|--------|----------|---------|----------|---------|
| 医療分 | 第1種組合員 | 17,600円 | 200円 | 17,800円 |
| | 第2種組合員 | 14,400円 | 200円 | 14,600円 |
| | 第3種組合員 | 11,600円 | 200円 | 11,800円 |
| | 第4種組合員 | 8,000円 | 200円 | 8,200円 |
| | 第5種組合員 | 6,100円 | 200円 | 6,300円 |
| | 家族5人まで | 2,400円 | 200円 | 2,600円 |
| | 家族6人以上 | 0円 | - | 0円 |
| | 未就学児 | 1,400円 | 200円 | 1,600円 |
| 1歳未満家族 | △1,400円 | △200円 | △1,600円 | |
| 後期分 | 組合員 | 2,600円 | 500円 | 3,100円 |
| | 家族5人まで | 2,600円 | 500円 | 3,100円 |
| | 家族6人以上 | 0円 | - | 0円 |
| | 1歳未満家族 | △2,600円 | △500円 | △3,100円 |
| 介護分 | 組合員 | 3,500円 | 100円 | 3,600円 |
| | 家族 | 3,500円 | 100円 | 3,600円 |

(2) 国民健康保険料の賦課

賦課期日を令和7年4月1日とし、納期を令和7年4月から令和8年3月までの各月を12期とし、各期において徴収いたします。

(3) 国民健康保険料賦課額

賦課被保険者1人につき、次表の月額を各区分により賦課いたします。

| 保険料区分 | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 | |
|-------|--------|-----------|---------|----------------------------|
| 組合員 | 第1種 | 17,800円 | 3,100円 | 3,600円 (介護保険第2号被保険者該当者) |
| | 第2種 | 14,600円 | | |
| | 第3種 | 11,800円 | | |
| | 第4種 | 8,200円 | | |
| | 第5種 | 6,300円 | | |
| 家族 | 5人まで | 2,600円 | 3,100円 | 3,600円 (介護保険第2号被保険者該当者) |
| | 6人以上 | 0円 | 0円 | |
| | 未就学児 | 1,600円 | 3,100円 | |
| | 1歳未満 | △1,600円 | △3,100円 | |

(4) 産前産後期間保険料軽減

組合員の世帯に出生する予定又は出生した被保険者について、出生の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎出産の場合は、三月前)から、出産予定月の翌々月までの期間に係る当該被保険者に賦課する保険料額を軽減します。

3. 国庫支出金

令和7年度療養給付費補助金は、近年の医療費の動向を加味し算出した額に、前期高齢者納付金補助金及び特別調整補助金を含め20億29,578千円、後期高齢者支援金補助金6億96,184千円、介護納付金補助金2億36,677千円をそれぞれ予算計上し、他出生育児一時金補助金、高額医療費共同事業補助金、特定健康診査等補助金、事務費負担金を含め、国庫支出金総額は30億51,485千円を予算計上いたします。

4. 出生育児交付金

少子化対策として、子育てを全世代で支援するため出生育児一時金に係る費用の7パーセントを後期高齢者医療制度より支援を受けるもので、令和7年度は特例交付割合を乗じた交付金1,396千円を計上いたします。

5. 共同事業交付金

令和7年度において見込まれる、1,000万円以下の高額医療費に係る拠出金1億79,019,000円及び1,000万円を超えるものに係る拠出金8,629,000円に対し、全国国民健康保険組合協会から交付される交付金、1億52,771千円を予算計上いたします。

6. 財産収入

各積立金の運用は確実性を優先しつつも、できるだけの運用益を見込むよう行うこととし、運用から得る利息収入は現況を加味し11,001千円を予算計上いたします。

7. 繰越金・繰入金

コロナ禍前の医療費水準に戻りつつあるなか、不測な医療費の高騰及び増加する支援金並びに納付金等への対応のため、令和6年度決算剰余金から7億38,582,000円を繰り越すこととし、令和7年度国民健康保険料改定をするにあたり、今後の不確定な要因もあることから複数年度での改定とし、その改定額の激変緩和措置として、今年度において財政調整積立金1億46,000,000円及び介護財政安定化積立金22,000,000円をそれぞれ繰入金し予算計上いたします。

8. 諸収入・歳入合計

年度内の医療費等の支払に充てる資金の運用益である預金利子において1,400千円、第三者行為の求償見込分として第三者納付金4,000千円、労災保険適用等による医療費の返納金500千円をそれぞれ計上し、諸収入全体では6,310千円を予算計上いたします。

以上歳入合計は、前年度当初予算より2億14,777千円減の74億65,968千円を予算計上いたします。

歳出

1. 組合会費・総務費

組合会費は、通常組合会及び急遽開催が必要な場合を考慮し、臨時組合会を含め3回開催分の必要経費5,580千円を予算計上いたします。総務費の内、理事会費も急遽の開催分を含め、四役会議年6回、理事会年6回、監事年2回の開催必要経費等を計上し、一般管理費等においては、適正な事務必要経費を念頭に、各関係機関との情報連携等への対応必要経費及び各事務等の必要経費、各地域連合への事務委託費等をそれぞれ見込み、総務費全体で1億76,149千円を予算計上いたします。

(1) 会議の開催

○組合会…国民健康保険法第27条に定めたもののほか、組合の意思決定を行うため、令和7年7月(決算等)と、令和8年2月(予算等)の2回の開催を予定いたします。

○理事会…組合業務の執行のため、年間5回の開催を予定いたします。

○四役会議…理事会の委託事項や組合業務等に関する必要事項について、協議するため年間5回の開催を予定いたします。

○監事会…組合業務の執行状況及び財産の状況を監査するため、年間2回の開催を予定いたします。

(2) 事務局体制

事務局長の統括の下、2課4係13名体制で、特定個人情報利用事務実施者としての情報連携事務、組合員並びに被保険者資格事務、保険料調定及び収納事務、保険給付事務、レセプト点検事務、保健事業業務、交通事故等第三者行為・労災事故にかかる求償事務、医療費等

支払事務、国庫補助金申請事務等について、関係法令等を遵守し業務分担を明確にし、適正かつ積極的に事務に従事してまいります。

① 情報連携事務等

被保険者の特定個人情報を含む個人情報の安全管理措置を徹底し、行政機関等との情報連携並びに医療機関・薬局等とのオンライン資格確認、マイナ保険証への移行後の資格確認書及び資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の発行について適正に事務を行います。

② 医療費適正化

広島県国民健康保険団体連合会レセプト点検事業を活用することによりレセプト内容点検を充実し、全職員において毎月の資格点検並びに外傷等レセプトの抽出を行い、第三者行為・労災事故の求償等を行います。

③ 組合員資格の適用の適正化

適用の適正化のため新規加入組合員については、職種・事業所区分・事業所名を明確にできる原則的な書類の提出を求め、既加入組合員については「組合員資格確認通知」を全組合員へ送付し、届出の住所・職種・事業所区分・事業所名の再確認を行います。

④ 家族被保険者資格の適用の適正化

組合員の扶養家族（18歳以上65歳未満を対象）として被保険者資格がある者について、実態調査を行い適正なる被保険者資格の認定について確認を行います。

⑤ 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進並びに疾病予防のため、広島県建設国民健康保険組合保健事業計画により事業を推進してまいります。

2. 保険給付費

療養給付費は、コロナ禍前3年間の医療費実績と、直近の医療費の動向並びに被保険者数の異動等を考慮し、前年度当初予算より、4億3,307,4千円減の33億9,684千円を計上し、他療養費等を合わせた療養諸費全体では、33億6,077千円を予算計上いたします。

高額療養費は、1件当たり費用額を前年度より1,763円減の107,327円と見込み、高額介護合算療養費を含め4億3,624千円を計上し、他出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金等、保険給付費全体では、39億14,467千円を予算計上いたします。

| 保険給付の種類 | 保険給付の内容 |
|--------------------|--|
| 療養の給付・療養費 | ①次号から第4号までに掲げる以外の被保険者……7割 ②6歳に達する日以後の3月31日以前である場合の被保険者……8割 ③70歳以上75歳未満の被保険者（現役並所得者）……7割 ④70歳以上75歳未満の被保険者（一般所得者）……8割 |
| 高額療養費 高額介護合算療養費 | 法令の定めに基づいて支給 |
| 出産育児一時金 | 1児につき……48万8千円（ただし、「産科医療補償制度」加入者の場合1万2千円を加算し50万円） |
| 葬祭費 | 組合員が死亡したとき……5万円、家族が死亡したとき……3万円 |
| 傷病手当金 | 支給日額……3千円 支給限度日数……待機期間3日で4日以後42日（入院の場合は57日） |
| 出産手当金 | 出産前15日出産以後42日以内で1日3千円 |

3. 後期高齢者支援金

令和6年度1人当たり支援金概算負担額は71,401円でありましたが、令和7年度においては前年度より2,704円増の74,105円と見込まれ、これにより算定した令和7年度概算後期高齢者支援金額を15億2,672,905円と見込み、前々年度の精算額及び事務費並びに病床転換支援金等を含め、15億11,803千円を予算計上いたします。

4. 前期高齢者納付金

前期高齢者（65歳以上75歳未満）に係る医療費負担について、各保険者における前期高齢者の加入割合で判断し財政調整するもので、令和7年度概算前期高齢者納付金額を3億2,825,645円と見込み、前々年度の精算額及び事務費を含め4億52,733千円を予算計上いたします。

5. 介護納付金

令和6年度1人当たり納付金概算負担額は、87,607円でありましたが、令和7年度においては前年度より16円増の87,623円と見込まれ、これにより算定した令和7年度概算介護納付金額を7億7,551,173円と見込み、前々年度精算額と調整額を合わせ、6億5,663千円を予算計上いたします。

6. 共同事業拠出金

近年における1,000万円を超える超高額医療費の増加により、今後の国保組合の財政安定化を図るために、以前からの100万円を超える高額な医療費の発生割合等に応じて拠出するものと、1,000万円を超える高額医療費への対応のための拠出金について、令和7年度拠出金と事務費を含め前年度当初予算額より9,676千円増の1億8,774千円を予算計上いたします。

7. 保健事業費

国保組合として保険者機能を発揮すべく、被保険者の健康の保持・増進のため予防・健康づくりに積極的に取り組み、そして健康寿命の延伸を図ることにより健全な財政運営に繋げていくことは重要であることから、第3期保健事業実施計画の中間年である令和7年度保健事業費は、特定健康診査の費用等を含め2億6,637千円の予算を計上し次の事業を行ってまいります。なお、第3期保健事業実施計画のうち、家庭救急常備薬配布事業を令和7年度において中止いたします。

(1) 特定健康診査、保健指導及び節目がん検診（節目がん検診予算人員：428人）

令和7年度においても健康診査目標受診率70%、保健指導実施率30%で実施いたしますので、該当被保険者におかれましては、生活習慣病の発症リスクの減少、並びに健康保持のためにもご協力をお願いいたします。なお、貧血検査及び組合で受診できるがん検診として、大腸がん・前立腺がん・子宮がん検査を同時実施し、糖尿病腎症の重症化予防のため血清クレアチニン検査も特定健康診査実施時に同時実施いたします。また、がんの発症部位によっては、若年者においても早期発見、早期治療が重要であることから、「節目がん検診」として、満年齢20歳、25歳、30歳、35歳の組合員及び、満年齢30歳、35歳の家族を対象として、特定健康診査実施会場においてがん検診を実施します。

(2) 国保組合特定健診及び特定保健指導実施率向上対策事業

より多くの対象被保険者に特定健診及び特定保健指導を受けていただくため、リーフレット配布及び各地域連合にお願いし受診勧奨の広報等をしていただくとともに、機会あるごとに特定保

健指導への受診勧奨を積極的に行い受診率の向上を図ってまいります。

(3) 人間ドック・脳ドック・PET 検診及び受診勧奨（予算人員：人間ドック2,850人・脳ドック750人・PET 検診30人）

疾病の早期発見あるいは健康管理のため、人間ドック・脳ドック検診機関58機関、うち脳ドック検診機関3機関の契約検診機関で、年1回各契約機関での基本検診の8割を補助するとともに、オプション検診を受けられた場合には、項目の限定をせず5千円の上限で補助いたします。又、ごく初期の小さながんの診断が可能なPET-CT 検査が受けられる契約検診機関で検診された場合も、年1回において検診費用の内40,200円を補助いたします。なお、人間ドック等契約機関の中で、特定健康診査等実施契約をしている機関においては、人間ドック受診時に特定健診を同時実施いたします。また、満20歳、30歳、40歳、50歳、60歳になられた被保険者の内で、検診等無受診者への受診勧奨を行います。

(4) 肺がん（アスベスト）検診（予算人員：500人）

建築業に従事する組合員にとって、石綿（アスベスト）疾患は深刻な問題であり、早期に発見し治療をすべきものであることから、組合員並びに配偶者の方を検診対象とし、各地域連合の年間実施計画により、自己負担額2,000円で広島県環境保健協会並びに中国労働衛生協会の2機関で検診を行います。

(5) 歯科健診（予算人員：70人）

健康な歯を保ち歯周病に罹らないことは歯科疾患のみならず、風邪や生活習慣病等の予防にもなることから、広島県歯科医師会と契約し、広島県歯科医師会指定医院で検査された場合において、年1回全被保険者を対象として健診費用の全額を補助いたします。又、3歳から6歳のお子様にも正しい歯磨き習慣を身に付けていただくため、該当世帯に「はみがきチャレンジ」カレンダーを配布させていただくとともに、母体組合機関紙をととして歯科疾患予防のため口腔ケアの啓発を行います。

(6) がん検診補助及び受診勧奨（予算人員：250人）

がん疾病に早期に対処していただくため、市町で実施されるがん検診への受診促進として、組合員とその配偶者へ自己負担額の全額を補助いたします。又、がん予防のためのリーフレットを配布し受診勧奨を行います。

(7) 料理教室、健康講演会（健康ビデオ巡回含む）・介護予防活動・スポーツ大会等補助

各被保険者世帯の疾病予防並びに健康増進のため、食生活を考えていただくことが大切と思い、国保データベース（KDB）システムのデータを基に各地域における疾病の傾向を考慮して、各地域連合の主婦の会を中心に、栄養士を招き開催される料理教室について教材費を助成いたします。又、各地域連合において所属被保険者へ今後の健康意識の向上及び健康寿命の延伸を考えて、事前申請で実施される健康講演会、介護予防（フレイル予防）活動及びスポーツ大会について、各地域連合の助成枠の範囲で助成いたします。（健康ビデオ巡回事業は、会場費のみ補助）

(8) インフルエンザ予防接種（予算人員：2,000人）

インフルエンザに罹患し重症化が懸念される、接種日現在1歳以上中学校入学までの被保険者と65歳以上の被保険者について、疾病予防並びに市町が行なうインフルエンザ予防接種促進のため、接種費用負担額のうち年度中1人1回限りで1,500円を上限に補助いたします。

| | 補助対象者生年月日 |
|-------------|----------------------------|
| 65歳以上 | 昭和25年10月2日生まれ～昭和36年3月1日生まれ |
| 1歳以上中学校入学まで | 平成25年4月2日生まれ～令和7年3月1日生まれ |

(9) チャットボット・電話健康相談

医師やヘルスカウンセラー（保健師・助産師・看護師・ケアマネジャー等）へ、健康、介護、医療の相談また育児、こどもの相談、メンタルヘルスの相談等をチャットボット（自動会話プログラム）及び電話で24時間相談ができる「からだスマイルサポート24」を実施いたします。

(10) 契約保養所（予算人員：2,500人）

健康増進のため、心身共にご家族とリフレッシュしていただくために、交通公社及び日本旅行の契約保養所を利用される場合、年1回の申請により被保険者1人2千円とし補助いたします。（1歳未満の被保険者を除く。）

(11) 産後就労助成金

建築業に従事する女性組合員に対し、産褥期の精神的不安を軽減することにより、出産休暇後における就労が継続できやすくなるものと考え助成金を支給いたします。

(12) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知

医療費適正化のため、医師と相談のうえ後発医薬品に変更可能な、現在治療中の該当被保険者に対して年6回隔月で後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を通知いたします。

(13) 医療費通知、建設国保だより配布

医療費適正化並びに被保険者各位の健康意識の再確認のために、医療費控除申告用医療費通知を含め年3回通知いたします。又、医療費適正化、適用の適正化のための「建設国保だより」を保健事業の内容を含め送付いたします。

(14) エイズ予防対策事業

とても身近で、正しく理解し、正しい知識を持って予防できる病気「エイズ」について、啓発のためリーフレットを配布いたします。

(15) インセンティブ提供

被保険者一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」ことを思い、自発的かつ積極的に取り組むことが今後益々必要とされることから、これまでにおいて健康づくりをあまり実践されていない被保険者への行動変容のきっかけのため、あるいは既に行っておられる被保険者への報奨のため、事業参加結果によるインセンティブ提供事業を行います。

8. 積立金・諸支出金

積立金については、今年度においても後職員退職手当積立金に5,000,000円の積立をするものとし全体として5,004千円を予算計上し、諸支出金は、過年度分保険料還付金の経費を主として諸支出金全体で14,818千円それぞれ予算計上いたします。

9. 予備費・歳出合計

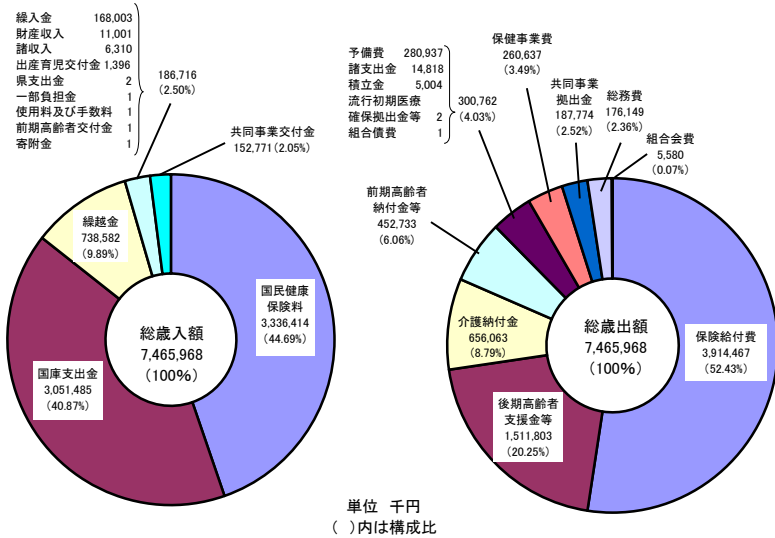
予備費において、保険給付費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金・共同事業拠出金の3%の予算計上が必要であり、又、被保険者の動向並びに不測な医療費の増加及び支援金等の変動に、随時適切に対処するため、2億80,937千円を予算計上し、歳出合計は歳入合計と同額の74億65,968千円を予算計上いたします。

第4号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合の歳入歳出予算が、次のとおり決定しました。

令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算

| 歳入 | | | | 歳出 | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 |
| 国民健康保険料 | 3,336,414 | 3,220,194 | 116,220 | 組合会費 | 5,580 | 5,603 | △ 23 |
| 一部負担金 | 1 | 1 | 0 | 総務費 | 176,149 | 186,396 | △ 10,247 |
| 使用料及び手数料 | 1 | 1 | 0 | 保険給付費 | 3,914,467 | 4,370,723 | △ 456,256 |
| 国庫支出金 | 3,051,485 | 3,401,941 | △ 350,456 | 後期高齢者支援金等 | 1,511,803 | 1,452,156 | 59,647 |
| 前期高齢者交付金 | 1 | 1 | 0 | 前期高齢者納付金等 | 452,733 | 328,721 | 124,012 |
| 出産育児交付金 | 1,396 | 1 | 1,395 | 介護納付金 | 656,063 | 662,644 | △ 6,581 |
| 県支出金 | 2 | 2 | 0 | 流行初期医療確保拠出金等 | 2 | 2 | 0 |
| 共同事業交付金 | 152,771 | 160,890 | △ 8,119 | 共同事業拠出金 | 187,774 | 178,098 | 9,676 |
| 財産収入 | 11,001 | 7,001 | 4,000 | 保健事業費 | 260,637 | 269,307 | △ 8,670 |
| 寄附金 | 1 | 1 | 0 | 積立金 | 5,004 | 5,004 | 0 |
| 繰越金 | 738,582 | 434,694 | 303,888 | 組合債費 | 1 | 1 | 0 |
| 繰入金 | 168,003 | 450,004 | △ 282,001 | 諸支出金 | 14,818 | 14,202 | 616 |
| 諸収入 | 6,310 | 6,014 | 296 | 予備費 | 280,937 | 207,888 | 73,049 |
| 歳入合計 | 7,465,968 | 7,680,745 | △ 214,777 | 歳出合計 | 7,465,968 | 7,680,745 | △ 214,777 |

令和7年度 広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算構成比



第5号議案 令和6年度歳入歳出予算を次のとおり補正することが承認されました。

歳入 (単位:千円)

| 款 | 項 | 予算現額 | 補正額 | 補正後の予算額 |
|---------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 4 国庫支出金 | | 3,390,099 | 8,554 | 3,398,653 |
| | 2 国庫補助金 | 3,374,342 | 8,554 | 3,382,896 |
| 12 繰入金 | | 450,004 | 2,999 | 453,003 |
| | 3 役職員退職積立金繰入金 | 1 | 2,999 | 3,000 |
| 13 諸収入 | | 6,014 | 56,721 | 62,735 |
| | 3 雑入 | 4,911 | 56,721 | 61,632 |
| 歳入合計 | | 7,737,836 | 68,274 | 7,806,110 |

歳出 (単位:千円)

| 款 | 項 | 予算現額 | 補正額 | 補正後の予算額 |
|---------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 2 総務費 | | 189,454 | 3,500 | 192,954 |
| | 1 総務管理費 | 180,792 | 3,500 | 184,292 |
| 12 諸支出金 | | 14,202 | 4,792 | 18,994 |
| | 1 償還金及び償還付加算金 | 14,201 | 4,792 | 18,993 |
| 13 予備費 | | 285,030 | 59,982 | 345,012 |
| | 1 予備費 | 285,030 | 59,982 | 345,012 |
| 歳出合計 | | 7,737,836 | 68,274 | 7,806,110 |